

佐賀県規則第20号

佐賀県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県福祉のまちづくり条例施行規則（平成10年佐賀県規則第51号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(整備基準)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の整備基準については、整備基準による整備と同等以上に整備が図られると知事が認める公共的部分がある場合は、当該公共的部分は整備基準に適合しているものとみなし、整備基準のうち地形又は敷地の形状、建築物の構造等により適合させることが困難であると知事が認める事項がある場合は、当該事項は適用しない。</p> <p>(適合証の交付請求等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) その他知事が必要と認める書類</p> <p>3 条例第23条第3項の規定により交付する適合証は、次の各号に掲げる公共的施設について、それぞれ当該各号に定める適合証とする。</p> <p>(1) 整備基準に適合していると知事が認める公共的施設（次号に掲げるものを除く。） 整備基準適合証</p> <p>(2) 整備基準に適合していると知事が認める公共的施設のうち、別に定める基準により、障害者、高齢者等の利用のために著しく配慮して整備されていると知事が認めるもの ユニバー</p>	<p>(整備基準)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の整備基準については、整備基準による整備と同等以上に整備が図られると知事又は佐賀市長が認める公共的部分がある場合は、当該公共的部分は整備基準に適合しているものとみなし、整備基準のうち地形又は敷地の形状、建築物の構造等により適合させることが困難であると知事又は佐賀市長が認める事項がある場合は、当該事項は適用しない。</p> <p>(適合証の交付請求等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) その他知事又は佐賀市長が必要と認める書類</p> <p>3 条例第23条第3項の規定により交付する適合証は、次の各号に掲げる公共的施設について、それぞれ当該各号に定める適合証とする。</p> <p>(1) 整備基準に適合していると知事又は佐賀市長が認める公共的施設（次号に掲げるものを除く。） 整備基準適合証</p> <p>(2) 整備基準に適合していると知事又は佐賀市長が認める公共的施設のうち、知事が別に定める基準により、障害者、高齢者等の利用のために著しく配慮して整備されていると知事又は佐</p>

改正前		改正後	
サルデザイン適合証		賀市長が認めるもの ユニバーサルデザイン適合証	
4	略	4	略
5	知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、適合証の交付を受けた者から当該適合証を返還させることができる。	5	知事又は佐賀市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、適合証の交付を受けた者から当該適合証を返還させることができる。
	(1)・(2) 略		(1)・(2) 略
6	略	6	略
別表第3（第5条、第6条、第8条関係）		別表第3（第5条、第6条、第8条関係）	
種類	添付図書	種類	添付図書
明示すべき事項		明示すべき事項	
略		略	
共通	その他知事が必要と認める図書	共通	その他知事又は佐賀市長が必要と認める図書

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。